

郡山市観光戦略ビジョン庁内連絡会議設置要綱

平成14年5月31日制定

平成20年4月1日一部改正

平成20年12月1日一部改正

平成25年11月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年10月11日一部改正

[産業観光部観光課]

(設置)

第1条 今後における郡山市の観光振興に向けた行政の役割と目指すべき方向を明らかにし、有効な観光振興施策を展開するための指針となるビジョン（以下「観光戦略ビジョン」という。）を策定するため、郡山市観光戦略ビジョン庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 観光戦略ビジョンの策定に係る庁内案の作成に関すること。
- (2) その他観光戦略ビジョンの策定に係る必要な事務。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には、産業観光部長をもって充てる。
- 3 副会長には、産業観光部次長をもって充てる。
- 4 委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、産業観光部観光課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
政策開発部	政策開発課長
財務部	財政課長
税務部	市民税課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
文化スポーツ部	文化振興課長
	スポーツ振興課長
	国際政策課長
生活環境部	生活環境課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
こども部	こども未来課長
農林部	農業政策課長
	園芸畜産振興課長
産業観光部	産業政策課長
	観光課長
建設交通部	道路建設課長
都市整備部	都市政策課長

教育委員会事務局教育総務部	総務課長
教育委員会学校教育部	学校管理課長
上下水道局	総務課長